第82号議案

令和2年3月26日 任 用 給 与 課

東京都規則等の一部改正等について(勤務時間関係・給与関係)

下記の東京都規則等の一部改正及び新設について、申請(別添)のとおり承認する。

記

- 1 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 令和2年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 3 令和2年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 4 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

東京都規則等の一部改正及び新設

1 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
宿日直勤務	【宿日直勤務を規定】
第7条の2(新設)	○任命権者は、人事委員会(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受けて、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(以下「規則」という。)第6条第1項各号に掲げる断続的な勤務をすることを命ずることができる。
	○断続的な勤務の実施については、規則第6条第2項から第5項までの規 定を準用する。
規定整備	【第7条の2の新設に伴う規定整備】
 第8条	「 <u>第二条及び</u> 前条に規定する勤務時間以外の時間において勤務をする」
NI O A	→「前条に規定する勤務時間以外の時間において <u>同条に規定する断続的な</u> <u>勤務以外の</u> 勤務をする」
施行期日	令和2年4月1日
附則	

2 令和2年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和2年度における夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、規則を新設する。

項 目 該 当 条 文	内 容
規 定 の 内 容 本文	【「夏季の期間」の読替え】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条に定める「夏 季の期間」を以下のとおり読み替える。
	(現行) 夏季休暇は、夏季の期間(7月1日から9月 30 日までをいう。)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
	(読み替え後) 夏季休暇は、 <u>夏季の期間(5月1日から11月30日までをいう。)</u> に おいて、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため 勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
施 行 期 日 附則	公布の日

3 令和2年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

2と同様の新設を行う。

【参考】夏季休暇取得期間の拡大

[目的]

任命権者において、東京 2020 大会開催に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進する観点から、夏季休暇の取得期間(現行:7月1日~9月30日)を拡大

[内容]

○ 対象職員 全職員(会計年度任用職員を含む。)

○ 取得可能期間 令和2年5月1日~令和2年11月30日

〔過去の実施例〕

平成25年度 スポーツ祭東京2013開催に伴い拡大

平成28年度 リオ大会開催・熊本地震の対応に伴い拡大

平成29年度 休み方改革に向けた検証に伴い拡大

平成31年度 東京2020大会の開催・運営の準備に伴う業務への影響や大会時に

想定される交通混雑の緩和に向けた取組等を踏まえ、夏季休暇の計

画的取得を促進するため拡大

4 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

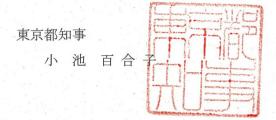
消防署の課長に消防吏員以外を任用することに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当	目 条 文	内 容
別	表	【消防署の課長の区分の新設】
第1 第3 第5		消防署の課長(消防吏員以外)の給料の特別調整額について区分9(定年前 80,000 円、再任用 57,800 円)とする。
施行	期日	令和2年4月1日
附則		



31総人職第1141号 令和2年3月23日

東京都人事委員会 殿



会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。)第19条第2項の規定に基づき、承認方申請します。

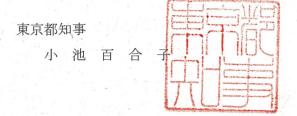
記

- 1 改正する規則 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成27年東京都規則第4号)
- 2 改正の理由 会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文 別添のとおり



31総人職第1149号 令和2年3月23日

東京都人事委員会 殿



令和2年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第 15 号)第 16 条第2項の規定に基づき、承認を申請します。



3 1 教人勤第 3 8 1 号 令和 2 年 3 月 2 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



令和2年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第17条第2項の規定に基づき、承認を申請します。





31人職第1305号 令和2年3月23日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁消 防総監

東京消防 東藤 俊雄丁代肖多 京記島記

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、東京消防庁消防署組織規程(昭和46年4月東京消防庁訓令甲第14号)の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第9条の2第3項において準用する同条例第9条第3項の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する訓令

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号)

2 改正理由

消防署の課長の職に一般職員を命ずることができるとすることから、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文 別紙のとおり

別添

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 平 成 + 七 年 東 京 都 規 則 第 兀

号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 七 条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 条 を 加 え

る

宿 日 直 勤 務

第 で 時 は 别 七 き 間 表 条 る に 労 第 \mathcal{O} お 働 ۲ 基 第 11 て 準 \mathcal{O} 任 場 規 監 号 命 則 督 カュ 合 権 署 5 に 第 者 六 お 長 第 は 条 + 1 て 第 号 \mathcal{O} 人 許 ま 事 当 項 可 で 委 該 各 を 及 員 勤 号 受 び 会 に け 第 務 + 掲 て \mathcal{O} 労 げ 三 実 働 号 施 る 第 基 に 断 カ 準 条 5 続 0 法 及 11 的 第 + な て \mathcal{U} 昭 勤 五. は 前 和 号 務 条 ま 同 を 12 + 条 す 規 で に 第 る 定 年 ک す 掲 法 項 と る げ 律 る カュ を 勤 第 事 5 命 務 兀 ず 第 時 業 十 12 五 る 間 項 九 以 あ 号 ま と 外 0 が て で \mathcal{O}

 \mathcal{O} 規 定 を 準 用 す る

第 八 条 中 第 条 及 び _ を 削 り 勤 務 を を 同 条 に 規 定 す る 断 続 的 な 勤 務 以 外 \mathcal{O}

則

附

勤

務

を

に

改

8

る

۲ 0 規 則 は 令 和 年 兀 月 日 か 6 施 行 す る

令 和 _ 年 度 に お け る 職 員 \mathcal{O} 夏 季 休 暇 0) 特 例 に 関 す る 規 則

東 京 令 都 和 規 則 年 第 度 五. に + お 五. け 号 る 職 第 員 \mathcal{O} + 勤 六 務 条 時 第 間 ` 項 休 \mathcal{O} 日 規 定 休 \mathcal{O} 暇 適 等 用 に に 関 す 0 V る て 条 は 例 施 行 同 項 規 中 則 七 平 月 成 七 年 日

附則

か

5

九

月

 \equiv

+

日

ま

で

と

あ

る

 \mathcal{O}

は

五

月 一

日

カュ

ら

+

月

三

+

日

ま

で

と

す

る。

ک \mathcal{O} 規 則 は ` 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 施 行 す る

●東京都教育委員会規則第

令 和 年 度 に お け る 学 校 職 員 \mathcal{O} 夏 季 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 則

号

成 七 令 年 和 _ 東 京 年 度 都 教 に 育 お 委 け 員 る 学 会 規 校 則 職 第 員 五. \mathcal{O} 号 勤 務 第 時 間 + 七 休 条 日 第 _ 休 項 暇 等 \mathcal{O} に 規 定 関 す \mathcal{O} る 適 用 条 例 に 施 0 ٧, 行 7 規 は 則 平 同

する。

と

項

中

七

月

日 か

5

九

月

三

+

日

ま

で

と

あ

る

 \mathcal{O}

は

`

 \neg

五.

月

日

か

5

+

月

三

+

日

ま

で

附則

この規則は、公布の日から施行する

別紙

東京消防庁訓令第 号

 庁
 中
 一
 般

 消
 防
 署

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月 日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

次の表により、改	女正前欄に掲げる規定(の下線を付した部分をこれに順次	対応する	る改正後欄に掲げる	規定の下線を付した部	部分のように改める。
	改正	三後			改正	前
第1条から第4条	まで [略]			第1条から第4条ま	〔で [同左]	
別表第1(第2条	関係)			別表第1(第2条関]係)	
組織の区分	職	特別調整額の区分		組織の区分	職	特別調整額の区分
[略]	•			[同左]		
消防署	[略]	[略]		消防署	[同左]	[同左]
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	課長(消防吏員を	区分九			[新設]	[新設]

[略]

別表第2[略]

別表第3 (第2条関係)

除く。)

行政職給料表(一)

特別調整 額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分 十一	区分十二
特別調整	126,900	106,500	92,600	89,600	80,000	50,600	22,600
額	円	円	円	円	<u>円</u>	円	円

別表第4「略]

別表第2[同左]

[同左]

別表第3(第2条関係)

行政職給料表 (一)

特別調整 額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分	区分
特別調整	126,900	106,500	92,600	89,600	50,600	22,600
額	円	円	円 円	円	円	円

別表第4[同左]

別表第5 (第2条関係)

行政職給料表(一)

13 /2 1/3 () [1144 ()						
特別調整	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分	区分
額の区分	四万二	四カハ	四方 [色ガ八	<u>运力几</u>	+-	十二
特別調整	111,400	77,000	67,000	64,800	57,800	44,400	16,000
額	円	円	円	円	<u>円</u>	円	円

別表第5(第2条関係)

行政職給料表(一)

特別調整 額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分十一	区分十二
特別調整	111,400	77,000	67,000	64,800	44,400	16,000
額	円	円	円	円	円	円

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
第一条から第七条まで(現行のとおり)	第一条から第七条まで (略)
(宿日直勤務)	(新設)
第七条の二 任命権者は、人事委員会(労働基準法(昭和二十二年法律	
第四十九号) 別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十	
五号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受け	
て、第二条及び前条に規定する勤務時間以外の時間において規則第六	
条第一項各号に掲げる断続的な勤務をすることを命ずることができ	
る。この場合において、当該勤務の実施については、同条第二項から	
第五項までの規定を準用する。	
(超過勤務)	(超過勤務)
第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、	第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、
職員に対し、前条に規定する勤務時間以外の時間において同条に規定	職員に対し、第二条及び前条に規定する勤務時間以外の時間において
する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。この	勤務をすることを命ずることができる。この場合において、当該勤務
場合において、当該勤務の実施については、規則第七条第一項及び第	の実施については、規則第七条第一項及び第三項から第五項までの規
三項から第五項までの規定を準用する。	定を準用する。
第九条から第三十三条まで (現行のとおり)	第九条から第三十三条まで (略)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	別表第一から別表第四まで(略)